

市立竹原書院図書館 雑誌スポンサー制度 実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、市立竹原書院図書館雑誌スポンサー制度（以下「スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 スポンサー制度の導入により、市立竹原書院図書館（以下「図書館」という。）において、より多くの雑誌を収蔵し、もって市民に対する図書館サービスの向上を図ることを目的とする。

(制度の内容)

第3条 スポンサー制度は、図書館に配架する雑誌の購入代金を、スポンサーにより負担いただくものとする。

2 申し込みに際し、広告の掲載を希望するもの（以下「広告主」という。）は、購入する雑誌最新号カバーの表面に広告主名を、裏面に広告を掲載することができる。

(資格要件)

第4条 スポンサー制度の対象は、企業、商店および団体とし個人は対象外とする。

2 申請者が次のいずれかの事業者に係わるものであるときは、スポンサーの対象としない。なお、契約期間中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 民事再生法または会社更生法による再生又は再生手続中のもの
- (2) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反したもの
- (3) 竹原市の入札参加資格において指名停止措置を受けているもの
- (4) 暴力団又は暴力団の構成員その他これらに準ずるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないもの

(広告の内容)

第5条 広告主は、掲出する広告の内容について、事前に図書館に提出しなければならない。

2 広告の内容は、竹原市行政の公共性、品位及び信頼性を損なうおそれがなく、かつ、市民に不利益を与えないものとする。

(広告の掲出期間)

第6条 広告の掲出期間は、原則として図書館が掲出を決定した翌年度の4月から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、図書館または広告主いずれかの解約の意思表示がない場合には、自動的に継続するものとし、その後も同様とする。

(スポンサー募集)

第7条 スポンサーの募集は、市立竹原書院図書館館長（以下「館長」という。）が別に定める。

(スポンサーの選定及び広告の内容審査)

第8条 申し込みがあった際、館長は竹原市の関係法規に照らし、スポンサーの選定及び広告内容の審査を行う。

- 2 館長は、広告ごとに具体的な広告内容を判断し、修正・削除等が必要な場合は、広告主に依頼することができる。
- 3 広告主は、正当な理由がない場合は、館長が依頼する広告の内容の修正・削除等に応じなければならない。

(報告)

第9条 スポンサーの選定結果及び広告内容の審査結果について、館長は竹原市教育委員会文化生涯学習課に結果を報告する。

(広告掲載の責務)

第10条 広告主は、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。